

○経済産業省令第三十五号

特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律（平成十一年法律第八十六号）第十四条の規定に基づき、指定化学物質等の性状及び取扱いに関する情報の提供の方法等を定める省令の一部を改正する省令を次のように定める。

令和四年三月三十一日

経済産業大臣 萩生田光一

指定化学物質等の性状及び取扱いに関する情報の提供の方法等を定める省令の一部を改正する省令

指定化学物質等の性状及び取扱いに関する情報の提供の方法等を定める省令（平成十二年通商産業省令第四百一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分は、これに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
-----	-----

(指定化学物質等の性状及び取扱いに関する情報の提供の方法)

第二条 法第十四条第一項及び第二項の経済産業省令で定める方法は、フアクシミリ装置を用いた送信、電子メールの送信、インターネットを利用した情報の提供その他の方法であつて、指定化学物質等を譲渡し、又は提供する相手方が容易に閲覧できるものとする。

(提供しなければならない情報)

第三条 指定化学物質等取扱事業者は、法第十四条第一項又は第二項の規定に基づき提供する指定化学物質等の性状及び取扱いに関する

(指定化学物質等の性状及び取扱いに関する情報の提供の方法)

第二条 法第十四条第一項及び第二項の経済産業省令で定める方法は、フアクシミリ装置を用いた送信その他の方法であつて、その方法により提供することについて指定化学物質等を譲渡し、又は提供する相手方が承諾したものとす。

(提供しなければならない情報)

第三条 指定化学物質等取扱事業者は、法第十四条第一項又は第二項の規定に基づき提供する指定化学物質等の性状及び取扱いに関する

情報（以下「性状取扱情報」という。）に次の事項を含めなければならない。

一～七 「略」

八 当該指定化学物質等の物理的・化学的性状

九 当該指定化学物質等の安定性及び反応性

十 当該指定化学物質等の有害性

十一 当該指定化学物質等の環境影響

十二 前四号に定める事項の要約

十三～十六 「略」

（第三条各号に定める事項の記載の方法）

第四条 指定化学物質等取扱事業者は、前条の

性状取扱情報について、日本産業規格（産業

情報（以下「性状取扱情報」という。）に次の事項を含めなければならない。

一～七 「略」

八 当該指定化学物質等の物理的・化学的性状

九 当該指定化学物質等の安定性及び反応性

十 当該指定化学物質等の有害性

十一 当該指定化学物質等の環境影響

十二 前二号に定める事項の要約

十三～十六 「略」

（第三条各号に定める事項の記載の方法）

第四条 指定化学物質等取扱事業者は、前条の

性状取扱情報について、日本産業規格（産業

標準化法（昭和二十四年法律第百八十五号）
第二十条第一項に規定する日本産業規格をい
う。以下同じ。）Z七二五三に適合する記載
又は記録を行うよう努めるものとする。

2 第三条各号に掲げる事項は、邦文で記載又
は記録するものとする。

3 第三条第一号イ(4)に定める当該製品の質量
に対する含有指定化学物質の第一種指定化学

標準化法（昭和二十四年法律第百八十五号）
第二十条第一項に規定する日本産業規格をい
う。以下同じ。）Z七二五三に適合する記載
（法第十三条第一項又は第二項の規定により
磁気ディスクをもって提供する情報にあつて
は、記録）を行うよう努めるものとする。

2 第三条各号に掲げる事項は、邦文で記載（
電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他
の人の知覚によつて認識することができない
方法をいう。）により記録することを含む。
次項において同じ。）するものとする。

3 第三条第一号イ(4)に定める当該製品の質量
に対する含有指定化学物質の第一種指定化学

物質質量、特定第一種指定化学物質質量又は第二種指定化学物質質量のそれぞれの割合は、当該割合の上位二けたを有効数字として算出した数値により記載又は記録するものとする。

物質質量、特定第一種指定化学物質質量又は第二種指定化学物質質量のそれぞれの割合は、当該割合の上位二けたを有効数字として算出した数値により記載するものとする。

備考 表中の「」は注記である。

附 則

この省令は、公布の日から施行する。